

さいたま市立大久保東小学校  
い じ め 防 止 基 本 方 針



令和7年4月

さいたま市立大久保東小学校

## 目 次

- 1   さいたま市立大久保東小学校いじめ防止基本方針 …… P 1～14
- 2   いじめの対応フローチャート …… P 15
- 3   重大事態への対応フローチャート …… P 16
- 4   大久保東小学校いじめ防止基本方針具体的な取組 …… P 17
- 5   大久保東小学校いじめ防止対策委員会実施要綱 …… P 18～19

# 令和7年度 さいたま市立大久保東小学校いじめ防止基本方針

## I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為である。本校では、保護者、地域住民、関係機関との連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの疑い及び事実確認したときは、適切かつ迅速に対応することを責務として全職員が自覚し、「いじめ防止対策推進法」及び「さいたま市いじめ基本的方針」に基づき、「さいたま市立大久保東小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校児童は、全体的に素直で、友だちにやさしく、活動的である。一方で、基礎学力の習得に努力を要する児童がおり、基本的生活習慣が身に付いていない児童もいる。また、外国籍の児童や発達の課題を抱えるなど配慮を要する児童も在籍しており、インクルーシブ教育の視点に立った指導の充実に取り組んでいる。

これらの現状を踏まえ、「さいたま市立大久保東小学校いじめ防止基本方針」では、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの児童にも、どの学級でも起こりうる」との意識を持ち、「いじめは、全ての児童に関係する問題である」という認識のもと、学校教育目標である『夢や希望をもち 新しい時代を切り拓く 心豊かに生きる子どもの育成』を根底にすえ、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくるため、「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

## II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- (1) 全職員がいじめに係る問題を対岸の火事ではないという危機感をもち、「いじめは絶対に許されないこと」という強い認識で臨みます。
- (2) 「いじめはしない、させない、許さない」という姿勢で取り組みます。
- (3) いじめられている児童に徹底的に寄り添い、いじめられている児童を絶対に守り抜きます。
- (4) いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげます。
- (5) 学校が丸一となつて、組織的に対応します。
- (6) いじめ問題の解消に向け、保護者、地域、関係機関と連携を深めます。
- (7) 児童一人ひとりを認める声かけをするなど教育環境を整え、児童と児童、児童と職員、職員と保護者の間に共感的な人間関係を築きます。いじめる児童に対し、成長支援の観点

に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図ります。

- (8) 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行います。

### Ⅲ いじめの定義

- ・「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）
- ・「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。
- ・「いじめ」は、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされているものとする。
  - ① いじめに係る行為が少なくとも3か月は止んでいることが確認できた場合。
  - ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないことが、本人及び保護者から確認された場合。

### Ⅳ 組 織

#### 1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

(1) 目 的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため

(2) 構成員：校長、教頭、主幹教諭又は教務主任、生徒指導主任及び生徒指導担当、学年主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校地域連携コーディネーター、PTA会長及び副会長、学校運営協議会委員、スクールサポートネットワーク推進協議会委員（自治会長、青少年育成団体代表、民生委員・主任児童委員代表等）、警察関係者

(3) 開 催

ア 定 例 会 1学期：構成員全員が集まり、前年度の課題及び今年度の方針を確認する。

2学期：学校運営協議会において、現状に対する共通理解を図る。

3学期：スクールサポートネットワーク推進協議会において、今年度の取組の評価を行う。

イ 校内委員会 生徒指導委員会と兼ねて、毎月開催

ウ 臨時部会 いじめの疑いを発見した時やいじめを認知した時など、必要に応じて必要なメンバー（医師、弁護士など関係・専門機関等）を招集して開催

(4) 内 容

【未然防止】

・いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。

・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に関するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。

・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（PDCAサイクルの実行を含む。）

## 2 学校ニコニコ委員会

(1) 目 的：みんなが笑顔で学校生活を送ることができる学校づくりを行う。児童がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめ防止等の取組を推進する。

(2) 構成員：児童会長、児童会副会長、児童会書記、代表委員（学級及び委員会の代表者）

(3) 開 催：いじめ撲滅強化月間（6月）、あいさつ運動月間（11月）の年2回

(4) 内 容

ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。

イ 話し合いの結果を、校内放送や学校ニコニコ委員会だよりを通して、全校児童に知らせる。

ウ 話し合いの結果を、学校ニコニコ委員会の活動として推進する。

エ いじめの未然防止に向けた児童の主体的な取組を推進するため、学校ニコニコ委員会を中心に話し合いを開催する。

## V いじめの未然防止（学校いじめ防止プログラム）

### 1 道徳教育の充実

#### （１）教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において道徳教育に資する学習の充実に努め、全教職員が道徳教育を推進する。
- 道徳の内容項目と関連付けて重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

#### （２）道徳の時間を通して

- 「いじめ撲滅強化月間（６月）」に、「主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

### 2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- ６月と１１月は児童が不安定になりやすい時期と捉え、いじめ撲滅強化月間として、学校や児童の実態に応じて、次の内容について取り組む。
  - ・児童啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
  - ・学校ニコニコ委員会によるいじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
  - ・校長等による講話
  - ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた担任等による指導
  - ・学校だよりやＰＴＡ広報誌による家庭や地域への広報活動

### 3 「人間関係プログラム」を通して

#### （１）「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「いじめ撲滅強化月間（６月）」に、「構成的エンカウンター」等のエクササイズを必要に応じて実施することにより、温かな人間関係を醸成する。
- 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聴き方」等のロールプレイを児童に提示することで、人との関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

#### （２）直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で人と関わる際に必要となる力を活用する直接体験の場や機会を作り、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

#### （３）「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 各担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

#### 4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合があります。多々あることを踏まえ、友だちの代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
- 授業の実施：

|     |     |                  |
|-----|-----|------------------|
| 1年生 | 11月 | 「困ったときは言ってみよう」   |
| 2年生 | 11月 | 「困っている友達の力になろう」  |
| 3年生 | 7月  | 「いやな気持ちを伝えよう」    |
| 4年生 | 6月  | 「友達の助けになろう」      |
| 5年生 | 6月  | 「悩みと上手につき合おう」    |
| 6年生 | 5月  | 「友だちのよい相談相手になろう」 |

#### 5 異年齢交流の取組を通して

- 学年を超えて構成する異年齢集団（兄弟班）での交流を通して、集団の一員としての自覚を高めることをねらいとする。
- 全教職員で兄弟班を指導することで、児童に思いやりの心を育むとともに、上級生が中心となってよりよい学校にしていこうとする気持ちを育てる。

#### 6 メディアリテラシー教育を通して

##### (1) 「スマホ・インターネット安全教室」の実施

- 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- 学校公開日に実施することで、保護者にも広くメディアリテラシーについて認知してもらい、学校、家庭で共通した指導ができるようにする。
- 「スマホ・インターネット安全教室」の実施：5・6年生…5月（学校公開日に行う）

#### 7 家庭との連携を通して

- 家庭は「いじめはしない、させない、許さない」という共通認識をもとに連絡を密にとり、次の内容について取り組む。
  - ・いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
  - ・子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
  - ・子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

#### 8 地域の見守りを通して

- 地域は、学校だよりやPTA広報誌による呼びかけを受け、学校、家庭とともに「いじめはしない、させない、許さない」という意識をもち、登下校や放課後等の児童を見

かけたときは、声かけや見守りをする。

## Ⅵ いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

### 1 日頃の児童の観察

#### ○ 早期発見のポイント

- ・児童のささいな変化に気づくこと
- ・気づいた情報を共有すること
- ・情報に基づき、速やかに対応すること

(1) 朝 の 会：担任が来るまで廊下で待っている、遅刻・欠席が多くなる、あいさつや返事に元気がない等の様子が見られる。

(2) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察を徹底する。

(3) 授 業 中：姿勢、表情、視線、持ち物、学級内の人間関係などの観察をする。

例：・一人遅れて教室に入ってくる。

- ・正しい意見を言ったりほめられたりすると嘲笑や冷やかしが起きる。
- ・発表の回数が少なくなる。
- ・用具が散乱している。教科書、ノート等の落書きが多くなる。
- ・椅子や机が離れている。
- ・授業中にトイレに行きたがる。
- ・順番が回ってこない。ペアになりたがらない。
- ・一方的な後片付けをやらされている。

(4) 休み時間：児童と児童との人間関係、遊び方を観察する。

例：・休み時間になるとすぐに教室から出て行く。

- ・一人で過ごすことが多い。
- ・「遊び」と称してからかいの様子がみられる。
- ・ドッジボールで集中して当てられる、鬼ごっこでいつも鬼をやっている。

(5) 給 食：班から机を離して食べる、本人の配膳を嫌がる雰囲気がある、食欲がない、極端な盛り付けをされる、当番を押し付けられる、食器の片づけを頼まれる等の様子が見られる。

(6) 清 掃：一人離れたところで清掃をしている、いつも拭き掃除をしている、その列の机が運ばれずにある等の様子が見られる。

(7) 帰りの会：帰りの会終了後すぐに帰宅する、なかなか帰宅せず教室に残っている等の様子が見られる。

(8) 係 活 動：みんなが嫌がる仕事を多数決で決められる、一人で離れて仕事をしている、仕事や役を押し付けられる。

(9) 登 下 校：独りぼっち、荷物を持たせられる等の様子が見られる。



- (10) 学級の中で：よく泣いている、持ち物がなくなったと訴えにくる、机やロッカーに他の人のものが入っている、笑顔がない、おどおどしている、緊張している、掲示物や作品にいたずらされる、内緒話をされる等の様子が見られる。
- (11) そ の 他：本人を無視している様子がある、学年のトイレを使わない、学級の中のグループが固定している、本人の名前が大声で呼ばれる、特に用のない職員室や保健室へ来る等の様子が見られる。

#### **上記の変化が見られたときの指導上の留意点**

- ◇ いじめられていても、本人がそれを否定する場合は多々あることを留意する。
- ◇ 児童の状況やいじめの内容によって、最も教育的に効果のあると考えられる教職員が面談する。
- ◇ いじめを受けている場合、本人は本当のことを話しにくいということを念頭において話を聴く。
- ◇ 用事を頼むなどのチャンス相談、別室で落ち着いた状況で行う呼び出し相談等、児童の性格や状況、話の内容等によって相談の形態を決める。
- ◇ すぐに話の核心にせまるのではなく、がんばっていることを褒める、最近の様子について尋ねるなどし、話しやすい雰囲気をつくる。
- ◇ 辛い気持ちなどを話したい場合は、気持ちに寄り添い、丁寧に話を聴く。
- ◇ 面談の終わりに、話したいときはいつでも話に来てよいことを伝える。
- ◇ 本人が否定したからといって、そのことをうのみにせず、再度話を聴く等見守り続ける。

## **2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施**

- (1) アンケートの実施：4月・9月・1月（年3回以上）※必要に応じて実施する。
- (2) アンケートの結果：学年・学校全体で情報を共有する。
- (3) アンケートの結果の活用：アンケートの結果に応じて、児童と面談を行う。

面談した児童については、記録をとり保存し、学年・学校全体で情報共有する。

## **3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告**

- (1) 心と生活のアンケートを簡略化した「学校アンケート」を、心と生活のアンケートと併せて適切な時期に実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) 各学級にて担任記載の生徒指導報告を毎月実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させるとともに、教頭、生徒指導主任への報告とする。

- (3) いじめを認知した時は、速やかに、学校いじめ対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、組織的に対応する。

#### 4 教育相談週間（日）の実施

- (1) 毎週水曜日を教育相談日と定め、保護者が気軽に相談できるよう努める。
- (2) 6月中旬と11月中旬は教育相談週間（個人面談）と定め、児童の様子について共通理解を図るとともに、些細な変化でも見落とさない協力関係づくりに努める。
- (3) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
- ① 教育相談週間、教育相談日等、学校だよりや学年だよりを通して保護者に連絡
  - ② さわやか相談室への連携

#### 5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施：11月（年1回実施）
- (2) アンケートの結果の活用：学校評価と連動して取り組み、教職員、保護者等に集計結果を知らせ、今後の対応策を教職員が話合う。

#### 6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員：年2回に行われる民生委員・主任児童委員連絡協議会にて、いじめの疑いはないか情報交換をする。
- (2) 学校安全ネットワーク：防犯ボランティアによる登下校の見守りの際、いじめの疑いはないか、必要に応じて情報交換をする。
- (3) 学校運営協議会委員：学校運営協議会にて、本校のいじめに関わる基本方針、状況を報告し、その対応や結果を協議する。
- (4) スクールサポートネットワーク：本校のいじめに関わる基本方針、状況を報告し、いじめを防ぐ取組について協議する。

### VII いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは速やかに、学校いじめ対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、組織的に対応する。（※「いじめの対応フローチャート」参照）

- ① 校長は、
  - ・ 情報を集約し、組織的な対応（役割分担等）の全体指揮を行う。
  - ・ 状況に応じて構成員を召集し、いじめ対策委員会（臨時部会、以下同じ）の開催を決定する。
  - ・ いじめ対策委員会で集められた情報をもとに、迅速な対応について指示・確認する。
  - ・ 状況に応じて教育委員会指導2課生徒指導対策係に一報する。
- ② 教頭は、

- ・ 発見者からの相談や保護者からの相談を集約し、担任や学年主任等に事実関係の確認を指示する。
  - ・ 様々な教職員からの情報を集約・整理し、各々の対応や行動を把握するとともに、事実に基づいた記録をとる。
  - ・ 校長の指示を受け、保護者への連絡を行ったり、外部機関への連絡調整を行ったりする。
  - ・ 校長の指示を受け、必要に応じて救急車の要請や警察への通報をする。
- ③ 主幹教諭又は教務主任は、
- ・ 校長（教頭）の指示を受け、教頭の対応の補佐をする。
  - ・ いじめを受けた児童が在籍する学級・学年の状況に応じて、担任や学年主任の支援に入る。
  - ・ いじめの対応に関わって自習時間を作らないよう補教計画を立てるなど、いじめを受けた及び加害児童等が在籍する学級・学年の児童に動揺がでないよう配慮する。
- ④ 担任は、
- ・ いじめを受けた児童の絶対的な守護者として、いじめを受けた児童の安全を確保する。
  - ・ いじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
  - ・ いじめを受けた児童もしくは保護者からの相談、発見者からの情報を校長（教頭）に報告する。
  - ・ 状況に応じて事実の確認をする。（いじめを受けた児童・加害児童・周囲の児童・保護者に対して、いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのようにという観点の正確な把握）
  - ・ いじめを行った加害児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- ⑤ 学年主任は、
- ・ いじめを受けた児童もしくは保護者からの相談、発見者もしくは担任より情報を受け取ったならば、担任とともに迅速に校長（教頭）に報告する。
  - ・ 校長（教頭）の指示を受け、状況に応じて学年担当の教職員にこの旨を報告し、必要に応じて事実関係の確認（いじめを受けた児童・加害児童・周囲の児童・保護者に対して、いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのようにという観点の正確な把握）を指示する。
  - ・ 各学級で似たようないじめが生じていないか学年内で確認する。
  - ・ いじめ対策委員会の意向をうけ、対応に当たる。
  - ・ 担任、いじめを受けた児童のいる学級や学年の児童が動揺しないように声かけをする。
- ⑥ 生徒指導主任は、
- ・ 学年主任等の報告を受け、初期対応の確認とともに、必要に応じて、いじめを受けた児童、加害児童の話を聞き、正確な状況把握に努める。
  - ・ いじめ対策委員会の対応策に基づき、担任とともに、いじめを行った加害児童に、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。

- ・ 校内のコーディネーターとして関係者の連絡調整を図り、いじめを受けた児童、加害児童等の情報を全教職員で共通理解するための体制づくりをする。
  - ・ いじめの対応や指導経過について把握し、校長（教頭）に報告する。
- ⑦ 学年担当の教職員は、
- ・ 校長（教頭）、学年主任の指示を受け、いじめの事実を確認するとともに、各学級で似たようないじめが生じていないか確認する。
  - ・ いじめが生じたことによって、他の児童に動揺がないか把握する。
  - ・ いじめ対策委員会の意向をうけ、対応に当たる。
- ⑧ 教育相談主任は、
- ・ いじめを受けた児童、加害児童等の心のケアにあたる。
  - ・ 必要に応じてさわやか相談員、スクールカウンセラーの面談を保護者等に進める。
  - ・ いじめ対策委員会の意向をうけ、対応に当たる。
- ⑨ 特別支援教育コーディネーターは、
- ・ いじめを受けた児童、加害児童等が発達において何らかの課題をもち合わせていた場合、教育相談主任や養護教諭と連携して、その状態と適切な対応もしくは配慮についていじめ対策委員会で提言する。
  - ・ いじめ対策委員会の意向をうけ、対応に当たる。
- ⑩ 養護教諭は、
- ・ いじめを受けた児童、加害児童等が健康上において何らかの課題（心も含む）をもち合わせていた場合、教育相談主任と連携して、その状態と適切な対応もしくは配慮についていじめ対策委員会で提言する。
  - ・ いじめを受けた児童・加害児童等の保健室来室の状況を把握し、いじめ対策委員会に報告する。
  - ・ いじめ対策委員会の意向をうけ、対応に当たる。
- ⑪ さわやか相談員は、
- ・ いじめ対策委員会の意向をうけ、いじめを受けた児童の心のケアや保護者からの相談に応じるなど、人間関係の改善をサポートする。
  - ・ 担任の求めに応じ、学級内の人間関係の改善のアドバイスをする。
- ⑫ スクールカウンセラーは、
- ・ いじめ対策委員会の意向をうけ、必要に応じて人間関係改善のための方策を検討する。
  - ・ 必要に応じて、いじめを受けた児童や保護者からの相談に応じる。
- ⑬ 保護者は、
- ・ 家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは直ちに学校に連絡する。
  - ・ 学校と連絡を取りながら、状況を理解し、いじめ対策委員会で検討した対応策をもとに子どもに接する。

- ・ 今後の対応について、学校と連絡を密にとり、共通理解、共通行動をとる。

⑭ 地域は、

- ・ いじめを発見し、又はいじめの疑いを見つけた場合には、学校等に通報または情報の提供を行う。
- ・ 登下校や放課後、少年団の活動などで、見守りの体制を整える。

### **具体的な事実確認の方法**

#### (1) 情報収集のポイント

##### ◇ 発見者・情報受理者が行うこと

- ・ ささいなことでも、担任に速やかに伝える。
- ・ 外部からの通報を受けた際は記録にとり、速やかに校長（教頭）に伝える。

##### ◇ 担任が行うこと

- ・ 発見者や通報者より情報を受けたら、速やかに関係教職員に見守りを依頼する。
- ・ 健康観察の様子や視線・表情等を注意深く観察する。
- ・ 休み時間の過ごし方を把握する。
- ・ 机やロッカー、靴箱、掲示物等へのいたずらがいないか確認する。
- ・ 「心と生活のアンケート」「東っ子アンケート」等を見直す。
- ・ 担任以外の授業や委員会活動、クラブ活動などの様子を担当の教職員から確認する。
- ・ 元担任、前担任から以前の学級での様子や友だち関係、家庭環境等について確認する。
- ・ 保健室来室や教育相談の状況を確認する。
- ・ 欠席や遅刻・早退の状況を確認し、傾向を分析する。

##### ◇ 関係職員が行うこと

- ・ 本人・加害児童等を注意深く見守り、いじめのサインが見られたときは、速やかに担任に伝える。

#### (2) 加害児童（いじめを行った児童）との面談の留意点

- ◇ 加害児童は、「仲よくしてあげている」と言って、いじめを受けている児童の近くにいる場合が多いことを留意して面談する。
- ◇ グループでいじめを行っている時は、口裏を合わせて事実を隠そうとする場合が多い。事実関係を確認する面談は、一人一人個別に、かつ同じ時間で一斉に行うことが望ましい。
- ◇ 加害児童の話をもとに、周りにいた児童から話を聞き、事実関係の確認をする必要がある。
- ◇ 加害児童の保護者と連絡をとるときは、いじめの事実が確定してから連絡する。そ

の際、担任以外の学年主任や生徒指導主任、教頭から説明した方が効果的である場合もあることを視野に入れ、誰が連絡をしたらよいかを考えるなど組織的な対応する。

(3) 本人（いじめを受けた児童）との面談の留意点

- ◇ 「いじめを受けた児童の安全を確保する」ことが第一目的であることを念頭において面談する。
- ◇ いじめられていた事実をきいても、「またいじめられるのではないか」という恐怖に駆り立てられ、事実を隠したり否定したりすることが多いことを念頭において話を聴く。
- ◇ 教育的に効果のあると考えられる教職員が面談する。その際、児童が安心して心を開ける教職員を同席させるなど話しやすい雰囲気をつくることもよい。
- ◇ 最も本人が辛い気持ちなどを話したい場合は、気持ちに寄り添い、丁寧に話を聴く。そして、話したいときはいつでも話に来てよいことを伝える。

(4) 学級指導（いじめを見ていた、知っていた児童）の留意点

- ◇ いじめを防ぐには、周りの目（いじめをさせない、許さない雰囲気）が必要である。
- ◇ いじめの事実を本人の人権に留意しながら説明する際、自分の学級でこのようないじめを起こしてしまったことが恥ずかしいという気持ちを高めることが大切である。

## Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめ防止等のための基本的な方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。

- 重大事態について（※「重大事態への対応フローチャート」参照）

(1) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合      等

(2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

- 児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。

- (1) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- (2) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

#### **学校を調査主体とした場合**

- ① 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- ② 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- ③ 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- ⑤ 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑥ 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

#### **教育委員会が調査主体となる場合**

- ① 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

## **Ⅸ 研 修**

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通して行われるいじめの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

### **1 職員会議**

- (1) 学校いじめ防止基本方針を周知徹底する。
- (2) 学期におけるいじめの現状と課題についての検証をする。

### **2 校内研修**

- (1) 「わかる授業づくりを進めること」に関する研修

- 授業規律：チャイムが鳴ったら着席する、授業中の正しい姿勢の徹底、発表や話の聞き方のルール of 徹底
- 授業の工夫：児童が主体的に参加し、活躍できる指導法の工夫

- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修

- 児童理解：教育相談研修では、学級経営をするにあたり、全職員が配慮を必要とする児童を共通理解する。
  - ・ 特別支援教育研修では、発達障害についての講義やその対応のしかたを研修する。
  - ・ 生徒指導研修では、市の生徒指導に関する情報の共有と本校の

児童の実態をより把握し対応できる研修をする。

- ・ 実施時期：5月、11月（年間2回）

（3）情報モラル研修

- 情報モラルとは何か、また情報モラルを破ったインターネットを通じて行われるいじめの状況、その対応、回避策を研修する。

（4）「ネットいじめ」に係る研修

- 「ネットいじめ」の防止に向けて、「情報モラル研修」と併せて次の研修を行う。
  - ・ねらい：「ネットいじめ」等に、迅速かつ適切に対応するため
  - ・実施時期：7月又は8月（年間1回）
  - ・内容：情報教育部と連携して、児童の実態に応じて、防止策及びその指導の仕方など、内容を検討する。

（5）特別支援教育、国際理解、人権教育に係る研修

- インクルーシブ教育システムの視点に立った指導の充実を目指した内容の研修を行う。
  - ・実施時期：7月又は8月
  - ・内容：特別支援教育コーディネーター、国際教育部会、人権教育担当と連携して基本的な内容と実態に合った内容を検討する。

## X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを行う。

### 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

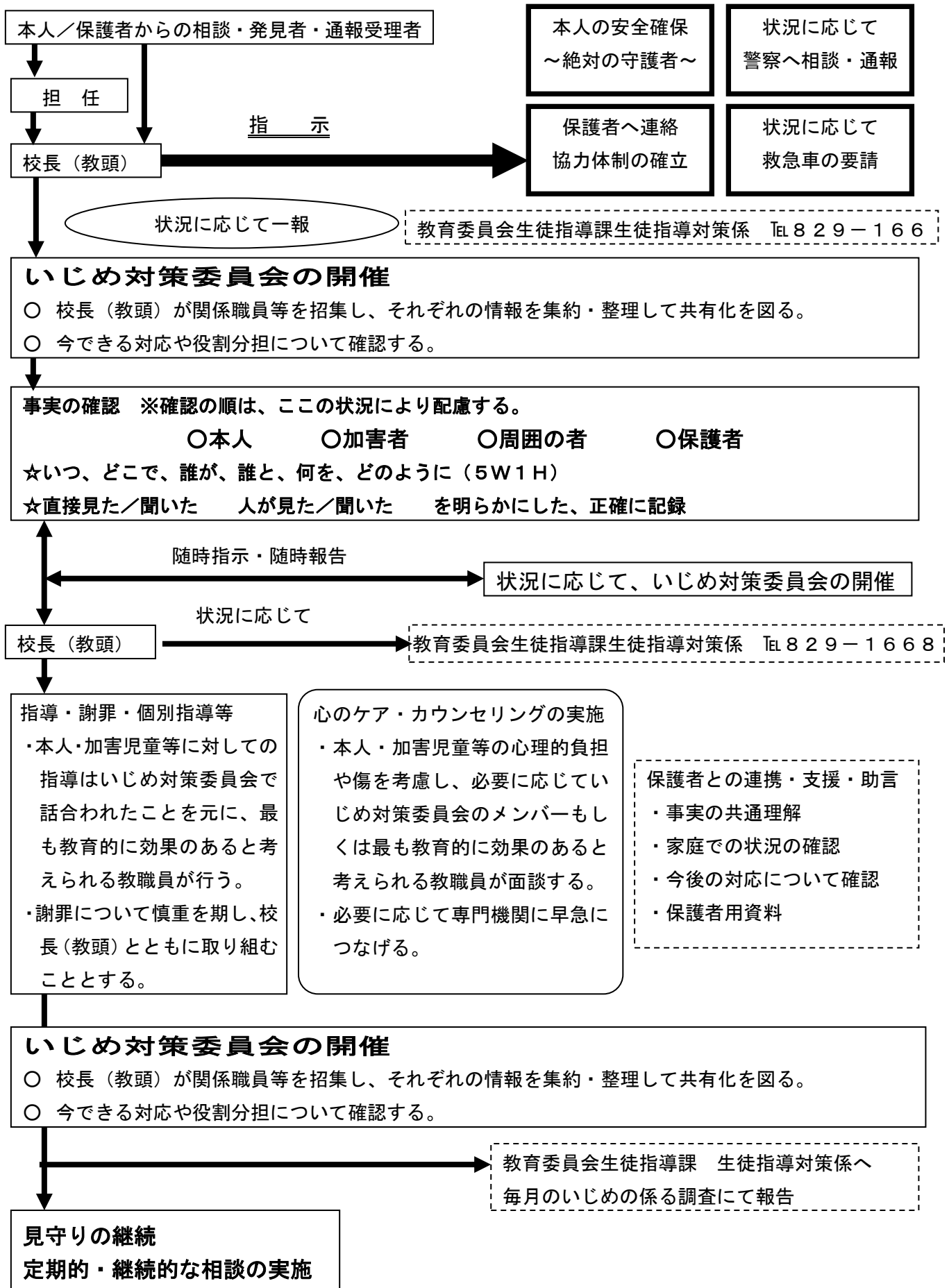
- （1） 検証を行う期間：各学期とする。
- （2） 学校評価（児童アンケート・保護者アンケート・教職員アンケート）により、達成状況を評価し、次年度に向けて取組の改善を図る。

### 2 いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

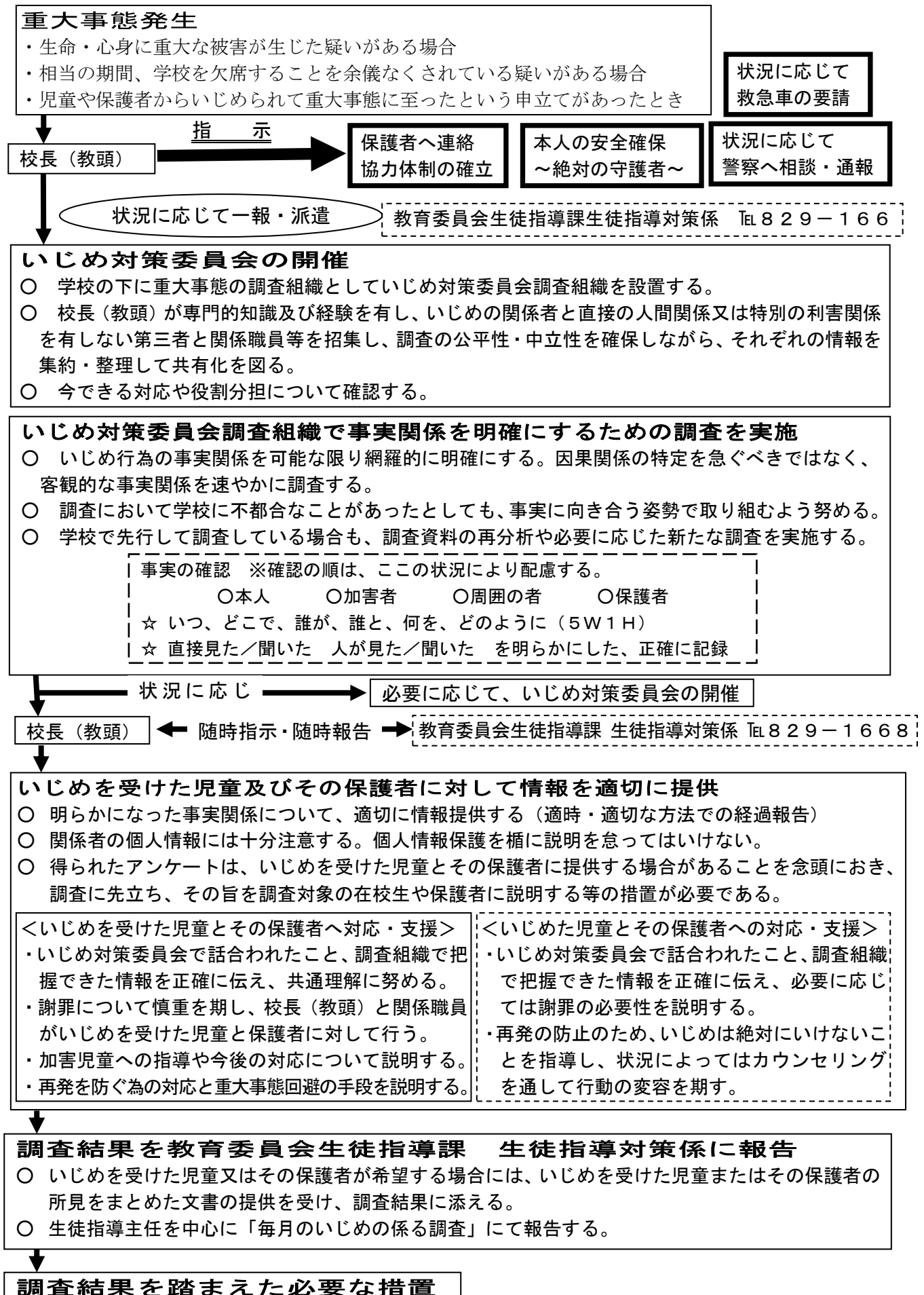
- （1） いじめ対策委員会の開催時期：5月、11月、2月
- （2） 校内研修等の開催時期：7月又は8月
  - ・ 5月：「わかる授業づくりを進めること」に関する研修 → 授業規律、授業の工夫
  - ・ 5月と11月：生徒指導・教育相談に係る研修 → 児童理解
  - ・ 7月又は8月：情報モラル研修 → 情報モラル、ネットいじめ
  - ・ 7月又は8月：特別支援教育研修 → インクルーシブ教育の視点に立った指導
  - ・ 7月又は8月：国際教育 → インクルーシブ教育の視点に立った指導
  - ・ 7月又は8月：人権教育 → インクルーシブ教育の視点に立った指導



## いじめの対応フローチャート



## 重大事態への対応フローチャート



令和7年度 大久保東小学校いじめ防止基本方針 具体的な取組

|             |                      | 4月 | 5月   | 6月  | 7月 | 8月 | 9月  | 10月 | 11月     | 12月 | 1月 | 2月 | 3月  |
|-------------|----------------------|----|------|-----|----|----|-----|-----|---------|-----|----|----|-----|
| 未然防止に係る取組   | 心と生活のアンケート           | ○  |      |     |    |    | ○上旬 |     |         |     | ○  |    |     |
|             | 簡易アンケート              |    |      |     | ○  |    |     |     |         | ○下旬 |    |    | ○中旬 |
|             | 保護者アンケート             |    |      |     |    |    |     |     | ○       |     |    |    |     |
|             | いじめによる状況調査           | ○  | ○    | ○   | ○  | ○  | ○   | ○   | ○       | ○   | ○  | ○  | ○   |
|             |                      |    |      |     |    |    |     |     |         |     |    |    |     |
|             | 教育相談日                | ○  | ○    | ○   | ○  |    | ○   | ○   | ○       | ○   | ○  | ○  | ○   |
|             | 教育相談週間（個人面談）         |    |      | ○   |    |    |     |     | ○       |     |    |    |     |
|             |                      |    |      |     |    |    |     |     |         |     |    |    |     |
|             |                      |    |      |     |    |    |     |     |         |     |    |    |     |
|             | いじめ撲滅強化月間            |    |      | ○   |    |    |     |     | ○（自殺防止） |     |    |    |     |
|             | 「人間関係プログラム」          | ○  |      | （○） | ○  |    | ○   |     |         | ○   | ○  |    | ○   |
|             | 「いのちの支え合いを学ぶ授業」      |    | ○    | ○   | ○  |    |     |     | ○       |     |    |    |     |
|             | 異年齢交流（◎は交流行事）        | ○  | ◎    |     | ○  |    |     | ○   | ◎       | ○   | ○  | ◎  |     |
|             | 携帯・インターネット安全教室（5・6年） |    | ○5・6 |     |    |    |     |     |         |     |    |    |     |
|             | 防犯・非行教室              |    | ○低・中 |     |    |    |     |     |         |     |    |    |     |
|             | 薬物乱用防止教室             |    |      |     |    |    |     | ○高  |         |     |    |    |     |
|             | 職員会議                 | ○  |      |     |    |    |     | ○   |         |     |    | ○  |     |
|             | 研修                   |    |      |     | ○  |    |     |     |         |     |    |    |     |
|             | 生徒指導委員会              | ○  | ○    | ○   | ○  | ○  | ○   | ○   | ○       | ○   | ○  | ○  | ○   |
|             | 啓発                   |    |      | ○   |    |    |     |     | ○       |     |    |    |     |
| PDCAに係るサイクル | いじめ対策委員会（定例会）        |    | ○    |     |    |    |     |     |         | ○   |    | ○  |     |
|             | いじめ対策小委員会（生徒指導委員会）   | ○  | ○    | ○   | ○  | ○  | ○   | ○   | ○       | ○   | ○  | ○  | ○   |
|             | 児童会／生徒会              |    | ○    | ○   |    |    |     | ○   | ○       |     |    |    |     |
|             | 家庭や地域、関係機関と連携した組織    | ○  |      |     |    |    |     |     | ○       |     |    | ○  |     |
|             | 保護者アンケート（学校評価）       |    |      |     |    |    |     |     | ○       |     |    |    |     |
|             |                      |    |      |     |    |    |     |     |         |     |    |    |     |

## さいたま市立大久保東小学校いじめ対策委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）、さいたま市いじめ防止対策推進条例、及び大久保東小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という）に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ対策委員会の設置及び運営に関する基本的な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 いじめの防止等の対策が、関係する機関及び団体の連携の下に適切に行われるために、学校にいじめ対策委員会（以下「委員会」という）を置く。

### (委員会)

第3条 委員会は、校長が主宰する。ただし、校長は、必要に応じ、教職員に委員会の運営を補佐させることができる。

### (構成員)

第4条 前条の委員会は、次の委員をもって構成する。構成員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。

一 学校職員は、校長、教頭、主幹教諭又は教務主任、生徒指導主任及び生徒指導担当、学年主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校地域連携コーディネーターとする。

二 保護者の代表は、PTA会長及び副会長とする。

三 地域の代表は、学校運営協議会委員、自治会長、青少年育成団体代表、民生委員・主任児童委員代表等で構成されるスクールサポートネットワーク推進協議会委員とする。

四 委員会の協議内容によっては、警察関係者を加えることができる。

五 各号の他、必要に応じて、構成員以外の関係者を招集することができる。

2 構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同

様とする。

(会議)

第5条 第2条の目的を達成するために、委員会に定例会、小委員会、臨時部会を置く。

2 定例会は、毎学期開催し、次の内容について協議し、または意見を聴取する。

- 一 学校基本方針についての共通理解
- 二 学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認と定期的検証
- 三 いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の学校への通告
- 四 児童や保護者・地域に対する情報提供と意識啓発

3 校内委員会は、毎月開催し、次の内容について協議をする。

- 一 学校基本方針について、教職員の共通理解と意識啓発
- 二 学校基本方針に基づく取組の実施
- 三 学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認及び定期的検証
- 四 児童や保護者・地域に対する情報提供と意識啓発、意見聴取

4 臨時部会は、いじめやいじめが疑われる行為を発見した時、必要に応じて開催し、次の内容について協議し、または意見を聴取する。

- 一 いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- 二 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- 三 発見されたいじめ事案への対応
- 四 重大事態への対応

(その他)

第6条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

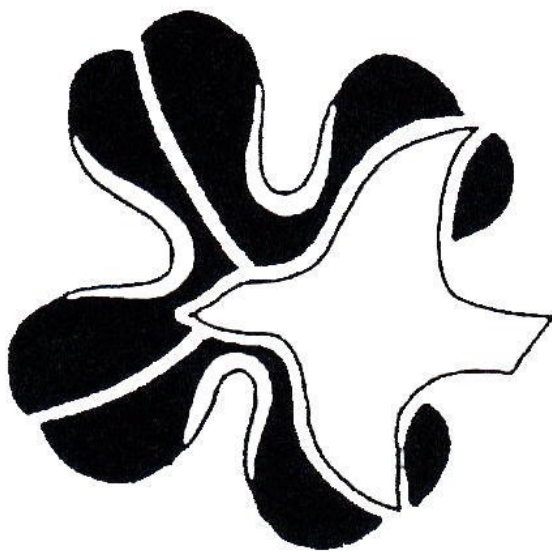
附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。



＜大久保東小学校シンボルマーク＞

クローバーは自然を、白鳩は平和を表しています。

白鳩は大久保東小学校の象徴でもあります。